

## 調整給付金（不足額給付分）の手続きをお願いします！

令和6年秋に、定額減税しきれないと見込まれる方へ「当初調整給付金」を支給しました。今回、下記①または②に該当する方に、「調整給付金（不足額給付分）」を支給します。

※令和7年1月1日時点で西ノ島町にお住まいの方が対象です。

### 《対象となる方へ》

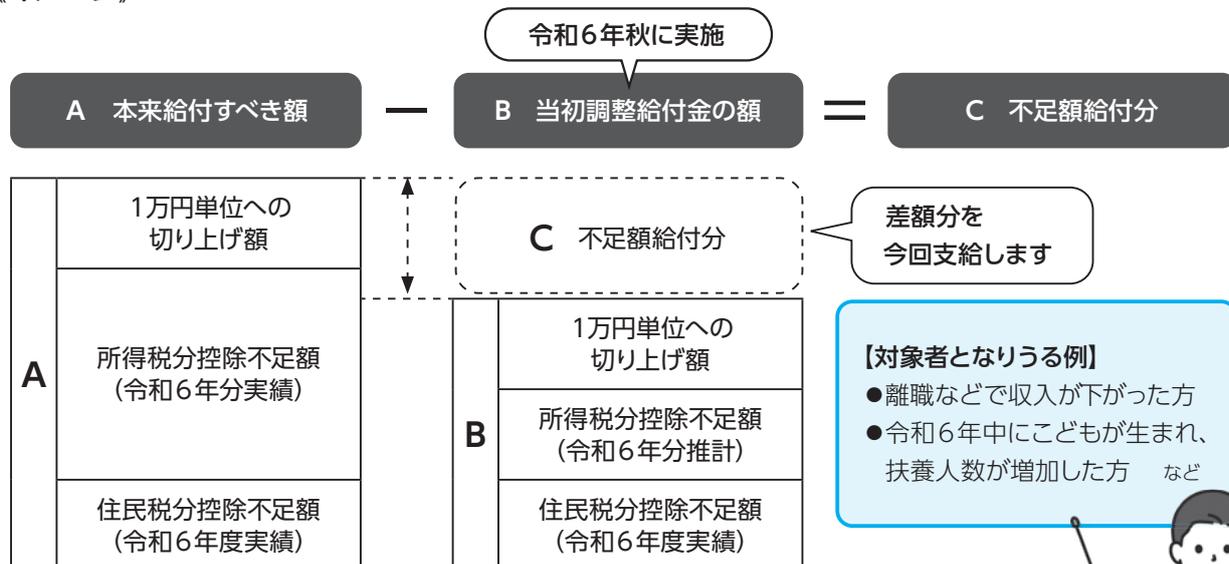
支給対象と見込まれる方には、令和7年8～9月に、支給確認書または申請書を送付しています。下記①または②に該当するのに書類が届いていない場合は、令和7年10月17日（金）までにご連絡ください。

**注意** 令和7年10月31日（金）までに必要書類を提出しないと、給付金を受け取れません。

### ①不足額給付 I

当初調整給付金は、令和6年分の所得税額の確定を待たず、令和5年分の所得等をもとに推計した額で算定されています。そのため、令和6年分の所得税額の確定後に「本来給付すべき額」が「当初調整給付金の額」を上回る場合、その差額を不足額給付分として支給します。（支給額は1万円単位で切り上げ）

### 《イメージ》



### ②不足額給付 II

次の（ア）～（ウ）のすべてに該当する方に、1～4万円を支給します。

- （ア） 令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割が、ともに非課税であること
- （イ） 税制度上「扶養親族」の対象外であること  
（例：青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方 など）
- （ウ） 令和5年度および令和6年度の低所得世帯向け給付金の対象外であること



国税庁「定額減税・特設サイト」▶

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

要予約

令和6年4月1日から

## 相続登記が義務化、お困りのことがあればご相談を！

不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になりました（令和6年4月1日より前の相続については令和9年3月末まで）。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続登記でお困りのことがありましたら、下記のお問い合わせ先等にご相談ください。

## 〈登記無料相談〉

■ 日 程 ※要予約（相談日の2日前まで）

相談日	令和7年	令和8年	
	11月19日(水)	1月21日(水)	3月18日(水)
相談時間	10:30～15:30	10:30～15:30	10:30～15:30

■ 場 所 黒木公民館

■ 担 当 者 法務局職員

■ 予 約 先 松江地方法務局 西郷支局

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55

☎08512-2-0240

専門家（司法書士等）に相談したい場合

島根県司法書士会 ☎0852-24-1402

相談日の2日前までにご連絡ください



松江地方法務局  
不動産登記推進  
イメージキャラクター  
縁結びトウキツネ

お問い合わせ先：松江地方法務局 西郷支局（電話：08512-2-0240）

要申込

経験豊富な講師が丁寧にサポートします！

## スマホ活用しませんか？好評につき第2回スマホ講習会開催



デジタル活用支援

スマホを持っている方も、まだ持っていない方も、まずは使い方を聞いて試してみませんか？好評につき今年度2回目のスマホ講習会を開催します。

ご自身でスマホをお持ちの方は、ご持参ください。ご持参ない場合でもスマホのお貸出しは可能です（先着順）。どなたでもお気軽にご参加ください。

■ 場所 西ノ島町役場

申込締切：10月10日（金）

■ 開催スケジュール

日 程	時 間	講座内容
10月16日(木)	9:30～15:00	メッセージアプリを使おう 他
10月17日(金)	9:30～14:00	生成AIを使ってみよう 他
11月12日(水)	9:30～15:00	地図アプリを使おう 他
11月13日(木)	9:30～11:30	マイナポータルを活用しよう 他



受講者満足度  
95%

8月に開催されたスマホ講習会の様子

経験豊富な講師が丁寧にサポートします！

お申し込み  
お問い合わせ

西ノ島町 × MXモバイルリング株式会社

電 話 08514-6-0101

受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）